

## 常総市における太陽光発電施設の設置に係る主な担当窓口

詳しくは、担当課に確認してください。

これ以外の関連法令については、『茨城県太陽光発電施設の適正な設置・管理に関するガイドライン』のP15以降を参照してください。

| 関 連 法 令                   | 主な手続き                                                                                                                                | 担 当 課<br>(内 線)    |
|---------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 常総市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例 | 埋立て等区域の面積が 300 m <sup>2</sup> 以上 3,000 m <sup>2</sup> 以下である場合、市の許可が必要です。<br>※ 3,000 m <sup>2</sup> 超の場合は、県の許可が必要となり、窓口は県廃棄物対策課となります。 | 生活環境課<br>(2831)   |
| 森林法                       | ① 1 ha を超え地域森林計画対象民有地において開発行為を行う場合は、市への許可が必要です。<br>② 地域森林計画対象民有林において立木を伐採する場合、及び新たに森林の土地の所有者になった者は、市への届出が必要です。                       | 農業政策課<br>(2310)   |
| 農業振興地域の整備に関する法律           | 農用地区域に発電設備を設置する場合、あらかじめ農用地区域から除外が必要です。区域内外の確認は、市で確認できます。                                                                             | 農業政策課<br>(2340)   |
| 農地法                       | 農地又は、採草放牧地に太陽光発電設備を設置する場合、原則として、農地法の規定による許可が必要です。また、設置しようとする農地の立地条件（農地区分）に応じて、許可の可否を判断することになりますので事前相談も必要です。                          | 農業委員会<br>(2510)   |
| 工場立地法                     | 工場立地法第6条により対象外となります。ただし、特定工場の敷地内に設置する場合は、工場立地法第8条の変更の届出が必要となる場合もあります。                                                                | 商工観光課<br>(2430)   |
| 土砂災害防止法                   | 土砂災害防止法による土砂災害特別警戒区域内で特定開発行為を行う場合、県西県民センター建築指導課との協議が必要となります。区域内外の確認は、市で確認ができます。                                                      | 防災危機管理課<br>(2210) |
| 消防法（消防水利の基準）              | 太陽光発電設備を設置する敷地内に消防水利（防火水そう等）がある場合、市にご相談ください。                                                                                         | 防災危機管理課<br>(2230) |
| 公有地拡大の推進に関する法律            | 一定面積以上の土地を譲渡（売買、交換等）しようとする所有者は、譲渡予定日の3週間前までに市への届出が必要です。                                                                              | 都市計画課<br>(2720)   |
| 国土利用計画法                   | 売買、賃貸等により一定面積以上の土地の権利を取得した場合、契約を結んだ日を含めて2週間以内に利用目的等について市への届出が必要です。                                                                   | 都市計画課<br>(2720)   |
| 都市計画法                     | 太陽光パネルは原則として建築物や工作物に該                                                                                                                | 都市計画課             |

|                                |                                                                                                          |                 |
|--------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
|                                | 当しません。ただし建築行為を伴う場合、開発許可等の手続きが必要な場合がありますので、建築物に該当するかの協議及び、該当する場合の建築確認申請窓口は県西県民センター建築指導課となり、開発許可窓口は市となります。 | (2720)          |
| 茨城県景観形成条例                      | 一定規模以上の建築等について、景観形成条例に係る協議先は県西県民センター建築指導課となり、届出先は市となります。                                                 | 都市計画課<br>(2720) |
| 首都圏近郊緑地保全法                     | 近郊緑地保全区域内における一定の行為について、協議先は県西県民センター建築指導課となり、届出先は市となります。                                                  | 都市計画課<br>(2720) |
| 文化財保護法                         | 埋蔵文化財包蔵地範囲内で建築・土木行為を行う場合、教育委員会に文化財の有無とその取扱いに関する照会が必要です。                                                  | 生涯学習課<br>(8410) |
| 常総市文化財保護条例                     | 市指定有形文化財等の保全のため必要がある場合、地域を定めて一定の行為を制限することなどがありますので事前に教育委員会にご相談ください。                                      | 生涯学習課<br>(8410) |
| 道路法<br>常総市法定外公共物管理条例<br>道路使用許可 | 雨水等の排水を市道側溝、法定外水路に放流する場合。市道、法定外道路、法定外水路の工事を行う場合。<br>市道を搬入路として使用する場合、道路使用許可の申請が必要です。                      | 道路課<br>(2630)   |